

天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本大学（附属施設を含む。以下同じ。）における研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為の問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義はつぎのとおりとする。

- (1) 「研究者等」とは、本大学において研究活動に従事する教職員、学生（大学院生を含む。以下同じ。）及びその他本大学の施設を利用して研究を行う者をいう。
- (2) 「研究費」とは、本大学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費をいう。
- (3) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 「盗用」とは、他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、研究成果の作成及び発表の過程における悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行にしたがってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、つぎに掲げる行為をいう。

- (1) 特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に掲げる行為のほか各学会等が定める倫理規程及び学術誌の投稿規程等に反するオーサーシップや二重投稿など研究活動上の不適切な行為であって、研究者等の行為規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

3 この規程において、「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、研究費申請に係る不正、実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正及び実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、本法人の諸規程又は当該研究費の使用に係る指針等に違反して研究費を使用する行為をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本大学における研究活動及び研究費の運営・管理に関する最高管理責任者として、研究活動の健全な発展のため、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、不正行為の防止及び啓発等に努めなければならない。

(副学長の責務)

第4条 副学長のうち学長の指名する者は、統括管理責任者として、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する具体的な計画を策定し、本大学における研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為の防止に努め、また、これらの不正行為に関する処理を統括しなければならない。

2 副学長を置かない場合は、学部長の中から学長が指名する者を統括管理責任者とする。

(部局長の責務)

第5条 部局の長は、研究倫理教育責任者として研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施し、研究倫理を向上させなければならない。

2 部局の長は、コンプライアンス推進責任者として各部局における公的研究費の運営・管理について統括し、コンプライアンス教育の推進に努めなければならない。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為を行ってはならず、研究倫理教育に関するプログラムを履修し、研究倫理に係る意識の向上及び不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合、これを開示しなければならない。

3 前項に掲げる実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等は、論文等により当該研究成果を発表した後、原則10年間保存することとし、試料や標本などの有機体については原則5年間保存することとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

4 研究者等は、人を直接の対象とし、個人の情報やデータ等を収集・採取して行う研究（「天理大学研究倫理審査に関わる申し合わせ」第2条に該当する研究を除く。）において、研究倫理審査を受けなければならない。

(不正行為の防止及び研究者倫理の向上に関する推進部署)

第7条 不正行為の防止に関する諸施策の推進及び研究者等に求められる研究倫理の向上に関しては、統括管理責任者の指示のもと、教育研究支援課が担当する。

(研究費の管理体制)

第8条 会計課及び教育研究支援課は、研究費の適正な執行管理を行うため、物品等の

発注・検品、旅費及び謝金の管理体制の整備に努めるものとする。

2 研究費の支出にあたっては、関連法令及び関連規程等に基づき適切に管理するものとする。

(告発の受付窓口及び受付体制)

第9条 本大学における不正行為の疑義に関する通報、告発等（以下「告発」という。）及び不正行為に関する相談に対応するため、学長室企画課に受付窓口を設置する。

2 告発者は、別紙1の様式により、その根拠を付して受付窓口に対し調査を申し立てるものとする。ただし、告発が外部の者からの場合、別紙1の内容を網羅していれば、様式は問わない。

3 原則として、匿名による告発は受け付けないものとする。

4 告発の方法は郵送、FAX 又は電子メール等とする。

(告発の受付等)

第10条 学長室長は、告発を受けた場合、学長又は統括管理責任者に報告する。

2 前項の報告を受けた学長又は統括管理責任者は、必要に応じて当該研究分野にかかわる者及び事務・会計管理責任者又は担当責任者とともに、本格的な調査の必要性を判断するための予備的な調査を速やかに行い、その結果を告発者に受付窓口をとおして通知するものとする。

(本調査の決定等及び調査委員会の設置)

第11条 統括管理責任者は、前条第2項の予備的な調査の結果、本調査が必要と判断したときには、学長に調査委員会の設置を求める。

2 学長は、統括管理責任者より調査委員会設置の求めがあった場合又は自らが必要と判断した場合、告発を受け付けた日から30日以内に本調査の開始を決定し、本大学に調査委員会を置く。

3 委員は、つぎの各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統括管理責任者

(2) 本大学の専任教職員 若干名

(3) 必要に応じて学外の有識者 若干名

ただし、調査対象が特定不正行為の疑義にかかわる場合は、調査委員の半数以上が学外の有識者となるよう構成する。

4 前項各号の委員は学長が任命する。ただし、告発者及び被告発者並びに告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する者を任命してはならない。

5 委員の任期は、当該調査内容及び状況に応じて学長が定める。

6 委員長は、統括管理責任者とする。ただし、統括管理責任者が、告発者及び被告発者

の場合並びに告発者又は被告発者と直接の利害関係を有する場合は、副学長が複数いるときはその中から、副学長が1人のときは学部長の中から、学長が任命する者を委員長とする。

- 7 学長は、告発者及び被告発者に、本調査を開始すること並びに調査委員会委員の氏名及び所属を速やかに通知し、調査への協力を求める。
- 8 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 9 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 10 調査委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 11 調査委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 12 調査委員会に、幹事及び書記を置くことができる。幹事及び書記は、委員長が指名する職員がこれにあたる。

(調査)

第12条 学長は、調査対象が特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為の疑義にかかわる場合、調査の実施に際して、調査方針、調査対象及び方法等について、告発された事案に係る研究活動の予算配分又は措置をした機関及び文部科学省等の関係省庁(以下「配分機関及び文科省等」という。)に報告しなければならない。

第13条 調査委員会は、本調査開始決定日から30日以内に本調査を開始しなければならない。また、本調査開始から150日以内に調査終了に努めるものとする。

- 2 関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査対象となる研究に関する必要な資料等を保全することができる。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、反論又は弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言等の諸証拠を総合的に判断して不正行為の有無について審査し、委員長を通じてその結果を学長に報告する。なお、不正の事実が確認された場合は、不正の内容、関与した者及びその程度並びに当該研究活動に使用された経費等について、学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、配分機関及び文科省等から資料の提出や現地調査の要請等があった場合は、調査の妨げになるなど正当な理由がある場合を除き、協力するよう関係者に指示をしな

ければならない。

(本調査の中間報告)

第 14 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、前条第 5 項と同様に、学長に中間報告を行うものとする。

2 学長は、前項の報告において、特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為が一部でも確認された場合は、本調査の終了前であっても、不正の内容、関与した者及びその程度並びに当該研究活動に使用された経費等について、配分機関及び文科省等に中間報告を行うものとする。

(認定)

第 15 条 学長は、第 13 条第 5 項による調査委員会の報告に基づき、不正行為の有無について認定し、その結果等を速やかに告発者及び被告発者等（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。また、その結果等が特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為に関するもの場合は、配分機関及び文科省等に報告する。

(不服申立て)

第 16 条 研究活動上の不正行為を行ったと認定された被告発者等は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。なお、被告発者等は、不服申し立てをする際は、不服とする理由及び認定結果を覆すに足ると思料する資料等を明示するようにしなければならない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について前項同様に不服申し立てをすることができる。

3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、学長は、調査委員を交代又は追加するものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第 11 条第 3 項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申し立てをした者（以下「不服申立人」という。）に対し、その決定を速やかに通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を速やかに通知するものとする。

7 学長は、被告発者等から不服申し立てがあったときは告発者に対してその旨を通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者等に対してその旨を通知するものとする。また、その不服申し立てが特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為に関するもの場合は、配分機関及び文科省等に報告する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 17 条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を実施する決定をした場合、調査委員会は、不服申立人に対し、調査委員会が要求する資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。そのとき、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を速やかに通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合、その開始の日から 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

4 学長は再調査の結果を告発者及び被告発者等に速やかに通知するものとする。また、その結果が特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為に関するもの場合は、配分機関及び文科省等に報告する。

(措置)

第 18 条 学長は、被告発者等に不正行為の事実がある場合、つぎに掲げる措置をとることができる。

(1) 不正と認定された研究活動の停止を命じる。

(2) 不正と認定された発表済みの論文等について取り下げを勧告する。

(3) 不正行為の事実及び内容を理事長に報告する。

(4) 不正を行った業者に対しては、契約解除又は一定期間取引停止等の措置を講じる。

(5) 被告発者等の競争的研究資金への応募を一定期間、制限する。

2 学長は、相当の理由がある場合は、調査委員会の調査結果を待たずに暫定的に前項の措置をとることができる。

3 学長は、不正と認定された研究活動が特定不正行為又は研究費の取扱いに係る不正行為に該当する場合は、不正の内容、関与した者及びその程度並びに当該研究活動に使用された経費等について、配分機関及び文科省等へ報告する。また、それに伴う必要な措置を講じる。

4 学長は、被告発者等に不正行為の事実が確認できなかった場合、被告発者等の研究活動の正常化及び名誉回復のための必要な措置を講じる。

5 学長は、告発者が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的により、虚偽の申し立てをしたことが明らかであると認定した場合、理事長に報告する。ただし、告発者が外部の者の場合は、告発者の所属機関に報告する。

(処分)

第 19 条 調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、理事長は、被告発者等（この項において、外部の者を除く。）に対して、法令、「学校法人天理大学就業規則」及びその他関係諸規程にしたがって、処分を科すものとする。ただし、被告発者等に本大学の学生等が含まれる場合、その学生等に対しては、「天理大学学則」及びその他学内諸規程にしたがって、学長が処分を科すものとする。

2 調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定された場合は、理事長又は学長は、告発者（この項において、外部の者を除く。）に対して、前項同様に処分を科すものとする。

(調査結果の公表)

第 20 条 学長は、被告発者等による特定不正行為を認定した場合、個人情報又は知的財産の保護など不開示に合理的な理由がある部分を除き、速やかに公表するものとする。公表事項について調査対象者の意見があるときは、その意見もあわせて文書により公表できるものとする。

2 学長は、被告発者等による研究費の取扱いに係る不正行為を認定した場合、被告発者等の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を速やかに公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、被告発者等の氏名・所属などを非公表とすることができるものとする。

3 学長は、公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行わなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第 21 条 学長及び統括管理責任者は、正当な告発者及び調査協力者が告発や情報提供を理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 22 条 受付窓口、調査委員会及び調査委員会の調査内容に接するすべての者は、その任務の遂行上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査・モニタリングの実施)

第 23 条 内部監査室は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為防

止のため、適宜監査及びモニタリングを実施するものとする。

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月2日から施行する。

2 研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為については、この規程の定めのほか、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の定めに準拠して対応するものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。